

訪問介護重要事項説明書

(令和7年7月2日現在)

1. 事業者の概要

事業者名	社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会
代表者名	会長 隅田 徹也
所在地	香川県丸亀市大手町二丁目1番7号 電話番号 0877-22-5700

2. 事業所の概要

(1) 事業所の所在地等

事業所名	丸亀市社会福祉協議会
所在地	香川県丸亀市飯山町下法軍寺581番地1 電話番号 0877-98-4141
管理 者	笹 理恵
介護保険指定番号	香川県知事指定 3770200677号
サービス提供地域	丸亀市内
併設 指定 サービス事業所	第一号訪問事業事業所 丸亀市社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 丸亀市社会福祉協議会

(2) 事業所の目的及び運営の方針

目的	指定訪問介護事業の適正な運営を確保すること及び介護福祉士又は訪問介護員研修の修了者が、要介護状態にある高齢者等に対し、適切な指定訪問介護を提供することを目的とする。
方針	要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、居宅における入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

3. 事業所の職員体制

区分	職員	業務内容
管理 者	常勤1名	事業所の従業者の管理及び業務の管理
サービス提供責任者	常勤6名	事業所に対する指定訪問介護の利用の申し込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等
訪問介護員等	常勤換算で 2.5名以上	指定訪問介護の提供
事務職員	常勤1名	必要な事務

4. 営業日及び営業時間

営業日	月曜日から日曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月29日から1月3日までを除く。また、営業日以外については可能な限り相談に応じる体制とする。
営業時間	午前8時30分から午後5時までとする。ただし、営業時間以外については可能な限り相談に応じる体制とする。

5. サービスの内容

- (1) 身体介護・・・入浴、排せつ、食事等の介護を行います。

食事介助	食事の介助を行います。
入浴介助	入浴の介助または、入浴が困難な方は体を拭く（清拭）などします。
排せつ介助	排せつの介助、おむつ交換を行います。
体位変換	褥そう予防のための付せる臥位姿勢交換
通院介助	通院の介助を行います。

- (2) 生活援助・・・調理、洗濯、掃除、買い物等日常生活上の支援を行います。

買い物	利用者の日常生活に必要となる物品の買い物を行います。
調理	利用者の食事の用意を行います。（ご家族分の調理は行いません。）
掃除	利用者の居室の掃除を行います。（利用者の居室以外の居室、庭等の敷地の掃除は行いません。）
洗濯	利用者の衣類等の洗濯を行います。（ご家族分の洗濯は行いません。）

6. サービスの利用料金等

- (1) それぞれのサービスについて平常の時間帯（午前8時から午後6時まで）の料金は以下のとおりとなります。なお、本事業所は、サービス提供責任者（訪問介護員）の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、質の高いサービス提供を行なっている事業所として、特定事業所加算II（所定単位数の10%加算）を受けています。

身体介護の場合

身体介護	サービスに 要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増ず毎に加算)
		1. 利用料金	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円
身体介護	2. サービス 利用にかか る自己負担 額	(1割)	179円	268円	426円	624円
	(2割)	358円	536円	852円	1,248円	
	(3割)	537円	804円	1,278円	1,872円	
						270円

生活援助の場合

	サービスに 要する時間	20分以上 45分未満	45分以上
生活 援助	1. 利用料金	1,970円	2,420円
	2. サービス利用にかかる自己負担額 (1割)	197円	242円
	(2割)	394円	484円
	(3割)	591円	726円

(2) 以下の場合は、通常の料金に下記を加算した料金となります。

	項目	金額	摘要
初回 加算	1. 加算額	2,000円	新規に訪問介護計画を作成した利用者に対して、初回に実施した訪問介護と同月内に、サービス提供責任者が、自ら訪問介護を行う場合又は他の訪問介護員が訪問介護を行う際に同行訪問した場合
	2. 自己負担額 (1割)	200円	
	(2割)	400円	
	(3割)	600円	
緊急時 訪問 介護 加算	1. 加算額	1,000円	利用者やその家族等からの要請を受けて、サービス提供責任者がケアマネージャーと連携を図り、ケアマネージャーが必要と認めたときにサービス提供責任者又はその他の訪問介護員等が居宅サービス計画にない訪問介護（身体介護）を行った場合
	2. 自己負担額 (1割)	100円	
	(2割)	200円	
	(3割)	300円	
生活機能 向上 連携 加算	1. 加算額	1,000円	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数200床未満）の理学療法士等からの助言を受ける
	2. 自己負担額 (1割)	100円	

		(2割)	200 円	体制を構築し、助言を受けたうえで、サービス提供責任者が生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成（変更）し、当該理学療法士等が通所リハビリテーション等のサービス提供の場又は ICT を活用した動画等により、利用者の状態を把握したうえで助言を定期的に行行った場合（当該計画に基づく初回の訪問介護を行った日が属する月）
		(3割)	300 円	
生活機能向上連携加算Ⅱ	1. 加算額		2,000 円	訪問リハビリテーション若しくは通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（許可病床数 200 床未満）の理学療法士等が指定訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション等の一環として利用者の居宅を訪問する際にサービス提供責任者が同行する等により、当該医師、理学療法士等と利用者の身体状況等の評価を共同して行い、かつ、生活機能の向上を目的とした訪問介護計画を作成し、当該医師、理学療法士等と連携し、当該訪問介護計画に基づく指定訪問介護を行った場合（当該計画に基づく訪問介護が行われた日の属する月以降 3 ヶ月間）
	2. 自己負担額		(1割) 200 円	
			(2割) 400 円	
			(3割) 600 円	
口腔連携強化加算	1. 加算額		500 円	事業所の従業者が、口腔の健康状態の評価を実施した場合において、利用者の同意を得て、歯科医療機関及び介護支援専門員に対し、当該評価の結果を情報提供した場合（1 月に 1 回に限り）
	2. 自己負担額	(1割) 50 円		
		(2割) 100 円		
		(3割) 150 円		

※ サービスに要する時間は、そのサービスを実施するために国で定められた標準的な所要時間です。

※ 上記サービスの利用料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、訪問介護計画に基づき決定されたサービス内容を行うために標準的な必要となる時間に基づいて介護保険給付体系により計算されます。

※ 平常の時間帯に対して、早朝（午前 6 時から午前 8 時）または夜間（午後 6 時から

午後10時)にサービスを行う場合には、25%の割増料金となります。

※ やむを得ない事情でかつ、利用者の同意を得て、2人で訪問した場合は、2人分の料金をいただきます。

※ 介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて利用者の負担額を変更します。

(3) 介護職員等処遇改善加算（I）

本事業所は、厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金改善を実施しているものとして「介護職員等処遇改善加算（I）」を受けていますため、基本報酬にその他の加算などを足した総単位数に、サービスごとの加算率（訪問介護は24.5%）をかけて算定された単位の1割、2割または3割が加算されます。

また当該加算については、区分支給限度額の対象外となっています。

(4) 介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額が利用者の負担となります。

	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分未満	1時間30分以上 (30分増ず毎に加算)
身体介護	1,790円	2,680円	4,260円	6,240円	900円

	20分以上 45分未満	45分以上
生活援助	1,970円	2,420円

(5) 利用料金等のお支払い方法

利用料金等は、次のいずれかの方法によりお支払ください。

- ① 自動口座引き落とし・・・サービス提供の翌月26日にご指定の金融機関の口座から引き落としさせていただきます。
- ② 集金・・・サービス提供の翌月末までに集金させていただきます。

(6) 利用の中止、変更、追加

利用者は、事業者に対し、サービス提供の前日までに通知をすることによりサービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。

事業者は、利用者からのサービス利用の変更の申し出に対して、訪問介護員の稼働状況により利用者の希望する期間にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時を利用者に提示して協議するものとします。

7. サービスの利用に関する留意事項

(1) 訪問介護サービスの実施に関する指示・命令

サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって利用者の事情・意向等に十分配慮するものとします。

(2) 備品等の使用

サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）は無償で使用させていただきます。訪問介護員が事業所に連絡する際の電話等も使用させていただきます。

(3) 訪問介護員の禁止行為

訪問介護員は、利用者に対するサービスの提供にあたって、次に該当する行為は行いません。

- ① 医療行為
- ② 利用者もしくはその家族等からの金銭又は高価な物品の授受
- ③ 利用者の家族等に対するサービスの提供
- ④ 飲酒及び利用者もしくはその家族等の同意なしに行う喫煙
- ⑤ 利用者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
- ⑥ その他利用者もしくはその家族等に行う迷惑行為

8. 緊急時の対応

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

丸亀市社会福祉協議会 訪問介護事業所

電話番号	(0877) 98-4141 080-4001-5654
FAX番号	(0877) 98-5129
対応可能時間	午前8時30分から午後5時まで
担当者	高橋 妙子

9. 事故発生時の対応

当事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係行政、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。また、事故の原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

当事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。

10. 虐待の防止について

当事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 成年後見制度の利用を支援します。
- (2) 苦情解決体制を整備しています。
- (3) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (4) サービス提供中に、当該事業所職員又は介護者等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに関係行政へ通報します。

1.1. 秘密の保持と個人情報の保護について

利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び従業者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者にもらしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
個人情報の保護について	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む)については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。</p>

1.2. 居宅介護支援事業者等との連携

- (1) 指定訪問介護の提供に当たり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービス又は福祉サービスの提供者と密接な連携に努めます。
- (2) サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「訪問介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- (3) サービスの内容が変更された場合又はサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面又はその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

1 3. 業務継続計画の策定等

事業者は感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

1 4. 衛生管理等

- (1) 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
 - (2) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。
 - (3) 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

1 5. 身体的拘束について

事業者は原則として利用者に対して身体的拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して同意を得た上で次に掲げることに留意して必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体的拘束を行った日時、理由及び様態等についての記録を行います。また事業者として、身体的拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

16. サービスに関するご相談や苦情の窓口

丸亀市社会福祉協議会 訪問介護事業所

電話番号	(0877) 98-4141
FAX番号	(0877) 98-5129
対応可能時刻	午前8時30分から午後5時まで
担当者	高橋 妙子

丸亀市社会福祉協議会 訪問介護事業所 苦情解決責任者

電話番号	(0877) 98-4141
FAX番号	(0877) 98-5129
担当者	尾崎 登志美

丸亀市介護保険相談窓口

電話番号	(0877) 24-8807
------	----------------

香川県国民健康保険団体連合会

電話番号	(087) 822-7435
------	----------------

上記内容について、「指定居宅サービス等の事業の人員及び運営に関する基準」第8条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者

住所 香川県丸亀市大手町二丁目1番7号

事業者名 社会福祉法人 丸亀市社会福祉協議会

説明者

私は、上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容に同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名

代理人（続柄： ）

住所

氏名